

議案第 7 号

我孫子市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

我孫子市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 2 月 2 4 日提出

我孫子市長 星 野 順一郎

提案理由

消防団員の処遇改善を図るため、消防庁において非常勤消防団員の報酬等の基準が定められたことを踏まえ、消防団員が災害、警戒、訓練等の職務に従事したときの費用弁償を出動報酬に改め、その額を引き上げること及び大規模な災害の職務に従事したときの出動報酬の額を定めることとするとともに、条文を整備するため提案するものです。

我孫子市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

我孫子市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和41年条例第12号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(分限)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 団員は、次の各号の一に該当するに至つたときは、その身分を失う。</p> <p>(1) 前条第1号に該当するに至つたとき。</p> <p>(2) 略</p> <p>(服務規律)</p> <p>第7条 団員は、団長の招集によつて出動し、職務に従事するものとする。ただし、招集を受けない場合であつても、災害（水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ。）の発生を知つたときは、あらかじめ指定するところに従い、直ちに出動し、職務に従事しなければならない。</p> <p>第8条 団員は、10日以上居住地を離れる場合は、団長にあつては市長に、その他の者にあつては団長に届け出なければならない。ただし、特別の事情がない限り団員の半数以上が同時に居住地を離れることはできな</p>	<p>(分限)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 団員は、次の各号の一に該当するに至つたときは、その身分を失う。</p> <p>(1) 前条第3号を除く各号の一に該当するに至つたとき。</p> <p>(2) 略</p> <p>(服務規律)</p> <p>第7条 団員は、団長の招集によつて出動し、職務に従事するものとする。ただし、招集を受けない場合であつても、水火災その他の災害の発生を知つたときは、あらかじめ指定するところに従い、直ちに出動し、職務に従事しなければならない。</p> <p>第8条 団員にあつて10日以上居住地を離れる場合は、団長にあつては市長に、その他の者にあつては団長に届け出なければならない。ただし、特別の事情がない限り団員の半数以上が同時に居住地を離れることはで</p>

い。

(報酬)

**第11条 団員の報酬は、年額報酬及び
出勤報酬とする。**

2 団員には、次により年額報酬を支給する。

表 略

3 団員が災害、警戒、訓練等の職務に従事したときは、出勤報酬として1回につき8,000円(1回の出勤時間が4時間に満たない場合は、4,000円)を支給する。

4 前項の規定にかかわらず、団員が大規模な災害の職務に従事したときは、出勤報酬として1日につき8,000円を支給する。ただし、同一の日において、当該従事した時間が7時間45分を超えた場合は、その超えた時間7時間45分までごとに8,000円を加えて支給する。

5 年額報酬の支給方法は、次の表のとおりとする。

表 略

6 出勤報酬の支給方法については、前項の規定を準用する。この場合において、同項の表中「任用期間」とあるのは、「出勤した日の属する月」と読み替えるものとする。

7 新たに任命された団員については当該任命された日の属する月から、

きない。

(報酬)

第11条 団員には、次により報酬を支給する。

表 略

2 前項の報酬の支給方法は、次の表のとおりとする。

表 略

3 新たに任命された団員については当該任命された日の属する月から、

<p>退職し、失職し、又は死亡した団員については当該退職し、失職し、又は死亡した日の属する月までの<u>年額報酬</u>を月割りにより支給する。</p>	<p>退職し、失職し、又は死亡した団員については当該退職し、失職し、又は死亡した日の属する月までの<u>報酬</u>を月割りにより支給する。</p>
<p><u>8</u> 月の中途において団員の職に異動があつたときは、新たに任命された職に係る<u>年額報酬</u>の額を支給する。</p>	<p><u>4</u> 月の中途において団員の職に異動があつたときは、新たに任命された職に係る<u>報酬</u>の額を支給する。</p>
<p><u>9</u> 略 (費用弁償)</p>	<p><u>5</u> 略 (費用弁償)</p>
<p><u>第12条</u> 略</p>	<p><u>第12条</u> 団員が水火災、警戒、訓練等の職務に従事したときは、<u>費用弁償として1回につき7,000円(1回の出勤時間が4時間に満たない場合は、3,500円)を支給する。</u></p> <p><u>2</u> 前項の費用弁償の支給方法については、前条第2項の規定を準用する。</p>
<p><u>第12条</u> 略</p>	<p><u>3</u> 略</p>

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。